

調査結果の概要

第1章 訴訟の係属状況

1. 係争中の都市数及び事件数

(1) 都市数

平成13年3月31日現在で訴訟事件（調停事件等を除く。）を抱えている都市は、全国693市（23特別区を含む）のうち391市（対前年度比17市減）で、全体の56.4%の都市が何らかの訴訟事件を抱えている。

これを事件別にみると、行政事件を抱えている都市は238市（対前年度比9市減）で、全都市の34.3%となっている。また、民事事件を抱えている都市は321市（対前年度比12市減）で、全都市の46.3%となっている。

(2) 事件数

事件総数は、2,067件（対前年度比90件増）となっている。

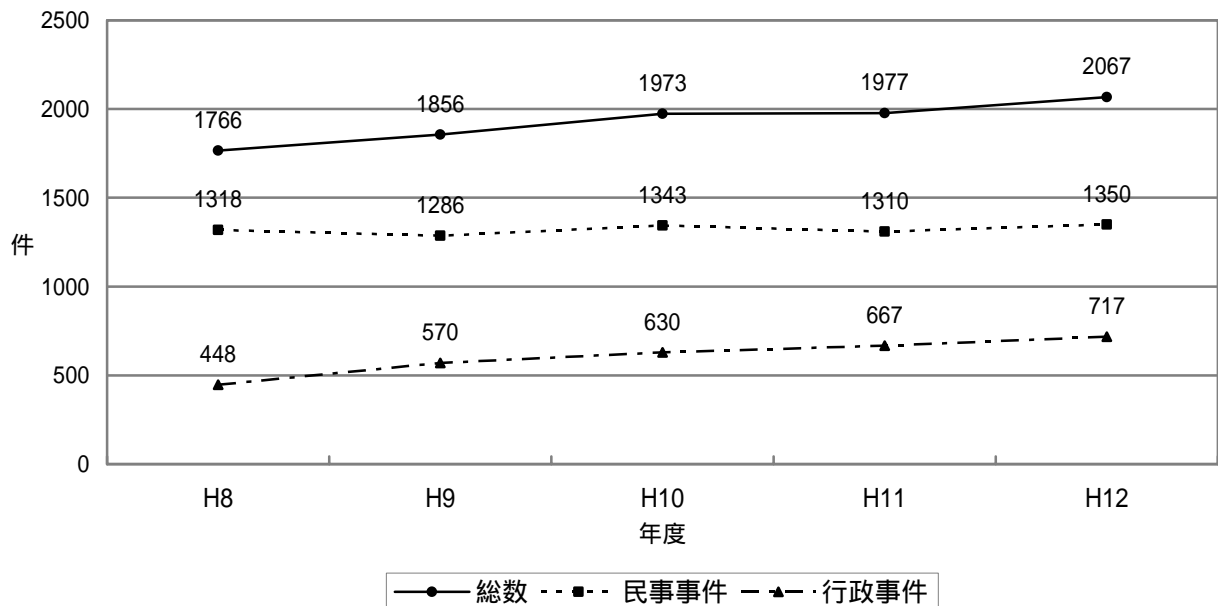
事件を行政・民事の別で見ると、まず、行政事件数は717件（うち住民訴訟332件）で、前年度と比較すると50件増加している。該当市1市平均では3.0件で、全国693市の1市平均事件数は1.0件となっている。

一方、民事事件数は1,350件（対前年度比40件増）となっており、該当市1市平均では4.2件で、全国693市の1市平均事件数は1.9件となっている。

(3) 過去5年間にみる事件数の推移

過去5年間の事件数の推移は第1図のとおりである。平成12年度については、東京23特別区の事件数を含んだ事件数である。

第1図 過去5年間の事件数の推移



(4) 人口段階別の都市数及び事件数の状況

係争中の都市数及び事件数を人口段階別に示すと第1表のとおりである。

都市の総数に占める係争中の都市数の比率は、全体としては56.4%で、前年度より4.4ポイント減少しており、人口段階別にみると、人口段階の上位ほど係争中の都市の比率が高く、政令指定都市及び人口50万人以上100万人未満の都市では100.0%、人口25万人以上50万人未満の都市では88.4%が訴訟事件を抱えている。

また、該当市1市当たりの事件数も人口段階の上位ほど多くなっており、指定都市の1市平均事件数は51.5件であり、人口100万人当たりの事件数も32.1件と他の人口段階と比べて高い数値を示している。なお、第2表のとおり都市別事件数上位10市のうち7市が政令指定都市である。

(5) ブロック別及び都道府県別の都市数及び事件数の状況

係争中の都市数及び事件数のブロック別・都道府県別の状況は、第3表及び第4表のとおりである。

係争中の都市数の全都市数に対する比率は56.4%であり、ブロック別にみると、近畿の71.4%が最も高く、次いで関東の67.2%、中国の61.2%、東海の58.2%の順で全国平均を上回っており、また、北信越の36.1%が最も低く、次いで東北36.5%、北海道44.1%、九州47.9%、四国53.3%の順となっている。

これを都道府県別にみると、徳島県の 100.0% が最も高く、次いで神奈川県 94.7%、大阪府 90.9%、兵庫県 77.3% となっており、また逆に、山梨県の 14.3% が最も低く、次いで山形県 23.1%、石川県 25.0% となっている。

次に、係争中の事件数を人口 100 万人当たりでみると、全国平均は 20.8 件となっている。

ブロック別では、近畿 36.1 件、中国 26.7 件、九州 22.4 件が全国平均以上となっており、前年度同様、近畿が最も多くなっている。また、東北の 10.9 件が最も少なく、以下北信越 15.0 件、関東 15.2 件、北海道 16.2 件、東海 20.2 件、四国 20.6 件となっている。

これを都道府県別にみても、兵庫県 50.2 件、徳島県 44.2 件、山口県 38.5 件が多く、滋賀県 6.7 件、岩手県 7.0 件、長野県 8.4 件が少ない。

(6) 事件別の都市数の状況

係属中の事件を抱えている都市（391 市）のうち、行政事件を抱えている都市が 238 市、民事事件を抱えている都市が 321 市となっているが、この内、それぞれの抱えている事件別の都市数をみると第 5 表及び第 6 表のとおりとなっている。

まず、行政事件及び民事事件の両方を抱えている都市は 168 市（対前年度比 4 市減）となっており、これは全都市数の 24.2%、そして該当都市の 43.0% となっている。

次に、行政事件のみを抱えている都市の数は 70 市（対前年度比 5 市減）で、これは全都市の 10.1%、そして行政事件を抱えている都市の 29.4% となっている。

民事事件のみを抱えている都市の数は 153 市（対前年度比 8 市減）で、全都市の 22.1%、民事事件を抱えている都市の 47.7% となっている。

この 3 種類の全都市並びに該当市に対する割合をみると、まず全都市に対する割合は、行政・民事の両事件を抱えている都市の割合が高く、全都市の約 4 分の 1 が両事件を抱えていることになる。次いで民事事件のみの都市が 2 割以上となっている。一方、該当市に対する割合は、民事事件のみを抱えている都市の割合が高く、民事事件を抱えている都市の約 5 割が民事事件のみを抱えており、次いで何らかの事件を抱えている都市の 4 割以上が行政・民事の両事件を抱えていることになる。

次にこれを人口段階別にみると、第 5 表のとおりである。

政令指定都市では、すべての都市が行政・民事の両事件を抱えており、人口 50 万人以上 100 万人未満の都市でも、15 市中 13 市で行政・民事の両事件を抱えている。

このように人口の多い都市ほど行政・民事の両事件を抱えている都市の割合が高くなっている。一方、人口規模の小さい都市ほど行政・民事の両事件を抱えている都市の割合が低くなるのとは反比例して、行政事件のみまたは民事事件のみを抱えている都市の割合が高くなっている。因みに、人口5万人未満の都市では、民事事件を抱えている都市の8割以上の都市が民事事件のみを抱えている。

ブロック別にみると、第6表のとおりである。

それぞれの事件を抱えている都市のうち、行政・民事の両事件を抱えている都市の割合の最も高いのは、近畿の64.6%で、次いで四国50.0%、北海道、中国46.7%となっている。

行政事件のみを抱えている都市の割合の最も高いのは、北信越の45.5%、次いで東北42.9%、東海40.0%となっている。民事事件のみを抱えている都市の割合の最も高いのは、東北の80.0%、次いで北信越64.7%、九州の59.5%となっている。

(7) 住民訴訟の状況（地方自治法第242条の2第1項）

住民訴訟を抱えている都市は、138市（対前年度比6市減）で、全都市の19.9%の市が、また、行政事件を抱えている都市（238市）の57.9%が住民訴訟を抱えている。

住民訴訟事件数は332件（対前年度比52件増）となっており、行政事件（717件）に占める比率は46.3%である。また住民訴訟事件の平均事件数は、全都市では0.4件、また該当市1市平均は2.4件となっている。

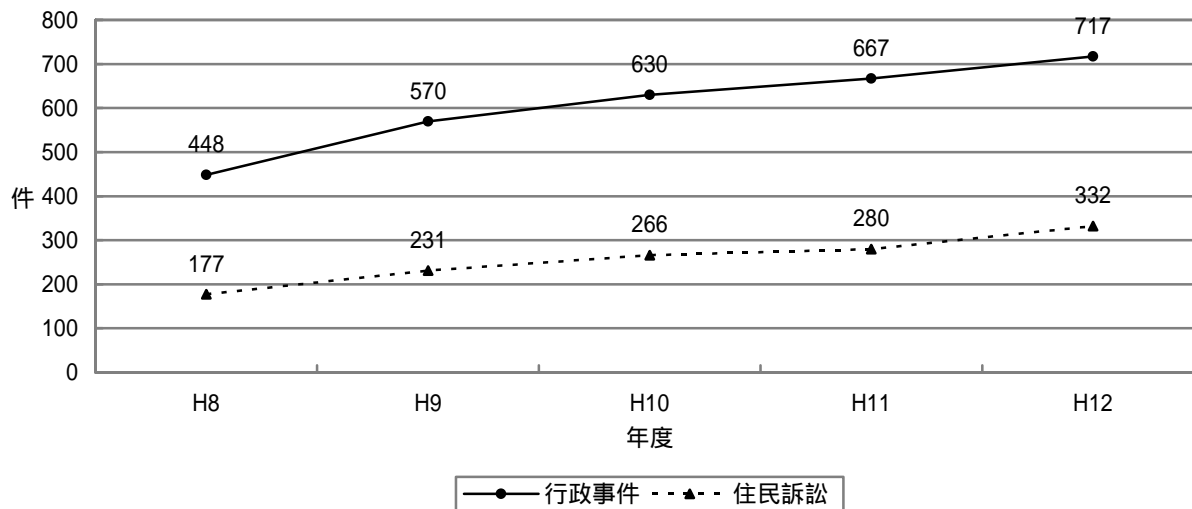
過去5年間にみる事件数の推移は第2図のとおりであり、住民訴訟は近年増加傾向にあり、平成12年度は対前年度比18.5%増となっている。なお、平成12年度については、東京23特別区の事件数を含んだ事件数である。

住民訴訟事件の都市数及び事件数を人口段階別にみると、各人口段階ごとの全都市に対する係争中の都市の比率は、全体としては19.9%となっている。最も比率の高いのは政令指定都市の100.0%で、次いで人口25万人以上50万人未満の都市の47.8%となっている。また、行政事件を抱えている都市に占める住民訴訟事件を抱えている都市の比率も、政令指定都市の100.0%が最も高く、次いで人口25万人以上50万人未満の都市が60.0%、一方、最も低いのは人口5万人未満の都市で50.0%となっており、行政事件を抱えている都市の約6割が住民訴訟を抱えていることになる。

住民訴訟事件の都市数をブロック別にみると、各ブロックごとの都市の比率の最

も高いのは、近畿 29.7%で、次いで関東 27.1%となっている。一方、最も低いのは、東北の 6.3%となっている。

第 2 図 過去 5 年間の行政事件・住民訴訟の事件数の推移



(8) 係属裁判所の状況

係属裁判所の状況を人口段階別、ブロック別に示すと第 7 表及び第 8 表のとおりである。

行政事件は、地方裁判所 494 件（対前年度比 21 件増）、高等裁判所 145 件（対前年度比 36 件増）、最高裁判所 78 件（対前年度比 7 件減）が係属中である。また、係争中の行政事件全体に占める割合は、地方裁判所 68.8%、高等裁判所 20.2%、最高裁判所 10.8%となっている。

民事事件は、簡易裁判所 32 件（対前年度比 7 件減）、地方裁判所 1,173 件（対前年度比 70 件増）、高等裁判所 117 件（対前年度比 17 件減）、最高裁判所 28 件（対前年度比 6 件減）が係属中である。また、係争中の民事事件全体に占める割合は、簡易裁判所 2.3%、地方裁判所 86.8%、高等裁判所 8.6%、最高裁判所 2.0%となっている。

第 2 章 新たに提起された訴訟事件

1. 新たに提起された都市数及び事件数

平成 12 年度中に新たな訴訟事件を抱えた都市は、全国 693 市のうち 282 市で、該

当市 1 市当たりの事件数は 8.3 件となっている。

また、新たに提起された訴訟事件は、2,334 件（対前年度比 216 件増）となっており、事件を種別にみると、行政事件 350 件（対前年度比 85 件増）、民事事件 1,984 件（対前年度比 131 件増）となっている。

(1) 人口段階別の都市数及び事件数の状況

新たに提起された都市数及び事件数を人口段階別に示すと第 9 表のとおりである。

新たな訴訟事件を抱えた都市の比率は、前年度同様人口段階が上位の都市ほど高く、政令指定都市及び人口 50 万人以上 100 万人未満の都市においてはすべての都市が抱えており、人口 25 万人以上 50 万人未満の都市においては 8 割以上が抱えている。

次に、事件数では、政令指定都市が 1,071 件と前年度同様圧倒的に多く、全事件数の 45.8%を占め、次いで、人口 25 万人以上 50 万人未満の都市が 397 件、人口 10 万人以上 25 万人未満の都市が 390 件となっている。

また、該当市 1 市当たりの事件数では、政令指定都市が 89.3 件と圧倒的に多く、次いで人口 50 万人以上 100 万人未満の都市の 16.2 件で、人口 50 万人未満の都市では、一桁台の件数となっている。

人口 100 万人当たりの訴訟提起事件数をみると、全国平均が 23.5 件（対前年度 0.2 件増）となっている。事件数が最も多いのは政令指定都市の 55.7 件であり、一方、最も少ないのは人口 5 万人未満の都市の 8.4 件となっている。

(2) ブロック別及び都道府県別の都市数及び事件数の状況

新たな訴訟事件を抱えた都市数及び事件数のブロック別、都道府県別の状況は第 10 表及び第 11 表のとおりである。

新たな訴訟事件を抱えた都市の比率をブロック別にみると、四国（53.3%）を筆頭に 4 ブロックで全国平均（40.7%）を上回っており、東北（22.2%）など 5 ブロックで全国平均を下回っている。

これを都道府県別にみると、徳島県の 75.0% が最も高く、次いで神奈川県 73.7%、大阪府 69.7% が続き、全国平均（40.7%）を上回っているのは 21 都府県である。

次にブロック別の事件数をみると、前年度と同様、近畿が最も多く、946 件と全国の 40.5% を占めており、これに次いで九州 475 件、関東 347 件、東海 231 件となっている。

これを都道府県別にみると、大阪府 404 件、兵庫県 381 件、福岡県 249 件が前年

度同様に上位を占めており、この3府県で1,034件と全国の44.3%を占めているが、この割合は前年度より8.2ポイント減少している。

訴訟提起件数の対前年度件数をブロック別にみると、関東(116件増)、近畿(110件増)をはじめ、5ブロックにおいて増加している。

これを都道府県別にみると、東京都(90件増)、京都府(77件増)など23都道府県が増加(前年度25道府県)しており、逆に、福岡県(131件減)、広島県(28件減)など21県で減少(前年度20都県)となっている。因みに前年度と同数の県は山形県、石川県、徳島県となっている。

また、新たな訴訟事件を抱えた都市の該当市1市当たりの事件数をブロック別にみると、近畿(20.6件)、九州(13.6件)が多く、他のブロックはすべて全国平均(8.3件)以下である。これを前年度と比較すると、近畿(5.1件増)、東海(1.8件増)など6ブロックが増加しているが、九州(3.9件減)など3ブロックが減少している。

この事件数を都道府県別に見ると、京都府(34.5件)、熊本県(32.3件)、兵庫県(29.3件)が多く、全国平均(8.3件)を上回っているのは12府県で、逆に2件未満のところは9県ある。

2. 新たに提起された事件の事件種別概要

(1) 行政事件の事件種別概要

新たに提起された行政事件の事件種別・ブロック別概要は第13表のとおりであり、事件総数は350件である。これを種別によって分類すると租税関係が78件と多く、次いで建設行政関係61件となっている。

これをブロック別にみると、関東が153件で最も多く、次いで近畿の70件となり、この2ブロックで、新たに提起された行政事件全体の63.7%を占め、次いで東海43件となっており、逆に少ないブロックは、北海道の7件となっている。

また、住民訴訟事件は、事件総数が146件で、これを事件種別に分類すると、建設行政関係が29件と最も多く、次いで環境衛生行政関係11件となっている。これをブロック別に分類すると、行政事件全体と同様、関東の68件が最も多く、次いで近畿の25件となっている。

(2) 民事事件の事件種別概要

新たに提起された民事事件の事件種別・ブロック別概要は第15表のとおりであり、

事件総数は1,984件である。

これを種別に分類すると、土地・建物等に関する事件が1,570件と圧倒的に多く、全体の79.1%を占め、次いで損害賠償請求事件271件(13.6%)、金銭に関する事件113件(5.6%)、その他の民事事件30件(1.5%)となっている。

土地・建物等に関する事件では、市営住宅明渡等請求事件が1,336件と圧倒的に多く、全体の85.0%を占め、新たに提起された民事事件全体でも67.3%を占めている。次いで、土地・建物等の明渡請求事件163件、境界及び所有権確認等請求事件27件、登記手続等請求事件24件と続き、これらの4請求事件で新たな土地・建物等に関する事件の98.7%を占めている。

損害賠償請求事件では、医療に関する事件が51件と最も多く、次いで学校・教育に関する事件が38件、施設等の管理瑕疵に関する事件が35件となっている。

金銭に関する事件では、代金等請求事件の67件が最も多く、次いで税・料金等請求事件17件となっている。

次に、これらをブロック別にみると、近畿が876件と圧倒的に多く、新たに提起された民事事件全体の44.1%を占め、そのうち市営住宅明渡等請求事件が666件と近畿全体の76.0%を占めている。

また、九州は449件と2番目に多く、ここでも市営住宅明渡等請求事件が346件と多く、九州全体の77.0%を占めている。

一方、新たに提起された民事事件が少ないブロックは東北、四国の36件、次いで北海道40件となっている。

第3章 平成12年度中に判決等があった訴訟事件

1. 判決等の状況

平成12年度中に判決、和解、取下があった事件数は、第16表及び第17表にみるように、行政事件463件(対前年度比77件増)、民事事件1,816件(対前年度比198件減)となっている。

そのうち、平成12年度中に新たに提起された事件(行政事件350件、民事事件1,984件)に対する同年度中に判決等があった事件(行政事件115件、民事事件1,052件)の割合は行政事件32.8%、民事事件53.0%となっている。

土地・建物等に関する事件1,570件の新たな提起(第14、15表参照)に対し、985件、62.7%の高い率で判決等(第18、19、20表参照)があり、これを除いた民事事

件の判決等の割合をみると 16.1% となっている。

次に判決等の内容を見ると、行政事件では総件数 463 件に対し、市勝訴及び市勝訴確定した件数（以下、市勝訴等件数という。）は 333 件であり、その割合（以下、市勝訴率という。）は 71.9% となっており、前年度より 5.6 ポイント減少している。

また、市敗訴及び市敗訴確定した件数（以下、市敗訴等件数という。）は 64 件であり、その割合（以下、市敗訴率という。）は 13.8% となっており、前年度より 3.7 ポイント増加している。

なお、相手方が取り下げた事件が 60 件、全体の 12.9% あり、これを市の主張に沿った結果と考えると、84.8%（前年度 88.1%）が市の主張に沿った結果と言えよう。

一方、民事事件では総件数 1,816 件に対し、市勝訴等件数及び市勝訴率は 1,238 件、68.1% となっており、また、市敗訴等件数及び市敗訴率は 59 件、3.2% となっている。

なお、民事事件については、その性格から和解 410 件（22.5%）が多くなっている。

次に、判決等があった件数を裁判所別にみると、行政事件では地方裁判所の 247 件が最も多く全体の 53.3% を占め、次いで高等裁判所 140 件、最高裁判所 76 件の順になっており、民事事件では、地方裁判所の 1,614 件が最も多く、全体の 88.8% を占め、次いで高等裁判所 109 件、最高裁判所 48 件、簡易裁判所 45 件の順になっている。

2. 事件種別にみる判決等の状況

(1) 行政事件

行政事件における事件種別の判決等の状況は第 21 表のとおりである。

行政事件の中の市勝訴等件数は 333 件で、そのうち租税関係が 124 件と最も多く、次いで、建設行政関係 59 件となっている。また、それぞれの事件種別の市勝訴率は、建設行政関係 76.6%、租税関係 87.9%、職員関係 68.4%、環境衛生行政関係 55.0%、厚生福祉行政関係 68.0%、教育行政関係 66.6%、商工・農業行政関係 84.2% となっている。

反対に市敗訴等件数は 64 件で、行政事件全体の判決等の件数 463 件に対する割合は、13.8% となっており、主なものは租税関係の 8 件となっている。

また、判決等があった裁判所についてみると、最高裁判所の段階で決着がついた事件が最も多いのは、租税関係の 41 件、次いで建設行政関係の 12 件であり、それ

ぞれの事件種別の判決等があった事件数に対する最高裁判所の段階で決着がついた事件数の割合が高いのは、租税関係で 29.0% となっている。

住民訴訟については、平成 12 年度中に 158 件の判決等があったが、市勝訴等事件は 108 件で、市勝訴率は 68.3% と前年度と比較すると 9.8 ポイント減少し、行政事件全体の市勝訴率 (71.9%) より 3.6 ポイント低くなっている。また、市敗訴等事件は 26 件となっており、市敗訴率は 16.4% となっている。

なお、相手方が取り下げた事件が 22 件 (13.9%) あり、これを市の主張に沿った結果と考えると、82.2% が市の主張に沿った結果となったと言える。

(2) 民事事件

損害賠償請求事件

損害賠償請求事件の判決等の状況は、第 18 表及び第 22 表のとおりである。

平成 12 年度中における判決等の件数は 289 件であり、また、平成 12 年度中に新たに提起された事件 271 件に対して同年度中に判決等があった事件 41 件の割合は、前年度 (12.6%) より 2.5 ポイント増加し 15.1% となっている。判決等の内容についてみると、市勝訴等件数は 180 件で、市勝訴率は 62.2% と前年度 (58.3%) と比較して 3.9 ポイント増加している。

市敗訴等事件数は 41 件で、市敗訴率は 14.1% と前年度 (11.4%) と比較して 2.7 ポイント増加している。

それぞれの事件種別での市勝訴等件数が多いのは、医療に関する事件 38 件、建設等工事に関する事件 17 件、施設等の管理瑕疵に関する事件及び学校・教育に関する事件 13 件であり、市勝訴率が高いのは、建設等工事に関する事件 77.2%、医療に関する事件 62.2% となっている。

また、市敗訴等件数が多いのは、医療に関する事件 12 件、施設等の管理瑕疵に関する事件 6 件であり、市敗訴率が高いのは、土地等の売買に関する事件 50.0%、交通事故に関する事件 33.3% である。

なお、取下については、相手方の取下が 29 件あり、多いのは施設等の管理瑕疵に関する事件 5 件である。

また、和解は 39 件 (13.4%) であり、多いのは医療に関する事件 9 件、学校・教育に関する事件 8 件、施設等の管理瑕疵に関する事件 6 件であり、和解率が高いのは、学校・教育に関する事件 27.5%、交通事故に関する事件 25.0% となっている。

判決等があった裁判所の状況を見ると、地方裁判所が 178 件で最も多く、全体の

61.5% を占めており、次いで高等裁判所 66 件、最高裁判所 33 件、簡易裁判所 12 件の順となっている。

土地・建物等に関する事件

土地・建物等に関する事件の判決等の状況は、第 19 表及び第 23 表のとおりである。

平成 12 年度中における判決等の件数は 1,399 件で、民事事件全体に対する割合は 77.0% となっている。

近年の顕著な傾向でもあるが、平成 12 年度も市営住宅明渡等請求事件が 1,162 件と、土地・建物等に関する事件の中で 83.0% と高い割合を占めている。

平成 12 年度中に新たに提起された事件（1,570 件）に対して同年度中に判決等があった事件（985 件）の割合は 62.7% であり、前年度より 13.7 ポイント減少している。なお、新たに提起された市営住宅明渡等請求事件（1,336 件）のうち同年度中に判決等があった事件（864 件）の割合が 64.6% であり、市営住宅明渡等請求事件を除いた土地・建物等に関する事件の判決等があった事件（121 件）の割合は 51.7% となる。

また、判決等の内容についてみると、市勝訴等件数、市勝訴率はそれぞれ 1,030 件、73.6%（前年度 70.3%）となっている。これから市営住宅明渡等請求事件を除くと、それぞれ 157 件、66.2%（前年度 60.6%）となる。

市敗訴等件数、市敗訴率はそれぞれ 11 件、0.7%（前年度 1.0%）で、前年度より 0.3 ポイント低くなっている。

市勝訴等件数は市営住宅明渡等請求事件の 873 件が際立って多く、次いで土地・建物等の明渡請求事件 109 件、境界及び所有権確認等請求事件 24 件、登記手続等請求事件 15 件となっている。

この市勝訴率は、市営住宅明渡等請求事件 75.1% が最も高く、次いで土地・建物等の明渡請求事件 74.6%、工事及び売買等の差止請求事件 66.6% となっている。

一方、市敗訴等件数は、登記手続等請求事件が 6 件、境界及び所有権確認等請求事件が 3 件であり、この市敗訴率は、それぞれ 18.7%、6.6% となっている。

また、取下については、市の取下 30 件、相手方の取下 23 件となっており、和解は 305 件となっている。事件種別にみると市の取下は、市営住宅明渡等請求事件が 26 件、土地・建物等の明渡請求事件が 3 件であり、相手方の取下は、境界及び所有権確認等請求事件の 13 件、登記手続等請求事件の 7 件が主なものである。

和解についても市営住宅明渡等請求事件が 262 件と最も多く、85.9% を占めている。

次に、判決等があった裁判所についてみると、地方裁判所が 1,338 件で最も多く、全体の 95.6% を占めており、次いで高等裁判所 30 件、簡易裁判所 20 件、最高裁判所 11 件となっている。

最高裁判所の段階で決着がついた 11 件の内訳は、境界及び所有権確認等請求事件が 6 件、登記手続等請求事件 3 件、土地・建物等明渡請求事件及びその他の土地建物に関する事件 1 件となっている。

金銭に関する事件

金銭に関する事件の判決等の状況は第 20 表及び第 24 表のとおりである。

平成 12 年度中における判決等の件数は 103 件であり、また、平成 12 年度中に新たに提起された事件 113 件に対する同年度中に判決等があった事件 20 件の割合は 17.6% で、前年度(46.7%)より 29.1 ポイント減少している。

判決等の内容をみると、市勝訴等事件は 13 件で、市勝訴率は 12.6% と前年度(60.3%)を 47.7 ポイント下回っている。

また、市敗訴等件数は 5 件であり、市敗訴率は 4.8% で前年度(1.7%)より 3.1 ポイント上回っている。

なお、取下については、市の取下は 14 件であり、相手方の取下は 5 件となっている。

一方で和解は、前年度(13 件)より 53 件増加し、66 件となっており、和解率 64.0% となっている。

また、和解の最も多いのは、税・料金等請求事件 62 件となっている。

判決等があった裁判所については、地方裁判所が 83 件で最も多く、全体の 80.5% を占めており、次いで簡易裁判所 13 件、高等裁判所 7 件となっている。

3 . 訴訟係属期間の状況

訴訟が提起されて、判決が確定(取下、和解を含む。)するまでの期間については、第 25 表、第 26 表のとおりである。

行政事件の平均係属期間は 23.9 ヶ月となっている。これを裁判所別にみると、最高裁判所で確定した事件の平均係属期間は 33.7 ヶ月で、次いで高等裁判所 25.3 ヶ月、地方裁判所 20.0 ヶ月となっている。

行政事件のうち、住民訴訟は、地方裁判所では 20.4 ヶ月、高等裁判所では 29.8 ヶ月、最高裁判所では 47.1 ヶ月となっており、また、住民訴訟の平均係属期間(25.0 ヶ月)は、行政事件の平均係属期間(23.9 ヶ月)より 1.1 ヶ月長くなっている。

次に民事事件の平均係属期間が 13.2 ヶ月となっている。各裁判所ごとの係属期間では、最高裁判所の 46.7 ヶ月が最も長く、次いで高等裁判所の 44.9 ヶ月となっており、これは、地方裁判所の 10.4 ヶ月のそれぞれ約 4.4 倍、約 4.3 倍となっている。

第 4 章 地方自治法第 242 条の 2 第 1 項第 4 号住民訴訟の状況

1. 係争中の都市数及び事件数

(1) 人口段階別の都市数及び事件数の状況

地方自治法第 242 条の 2 第 1 項第 4 号の住民訴訟(以下「4 号住民訴訟」という。)について、係争中の都市数及び事件数を人口段階別に示すと第 27 表のとおりである。平成 13 年 3 月 31 日現在で係争中の都市数は 115 市で、事件数は 233 件となっている。

各人口段階の都市数に占める係争中の都市数の比率は、人口規模の大きな都市で高く、政令指定都市 91.7%、人口 50 万人以上 100 万人未満の都市 40.0% となっており、一方、人口 5 万人未満の都市では 5.0%となっている。

該当市 1 市平均事件数は、全国平均で 2.0 件となっているが、この平均を上回るのは政令指定都市の 3.3 件、人口 50 万人以上 100 万人未満の都市の 3.0 件、人口 10 万人以上 25 万人未満の都市の 2.2 件で、それ以外はすべて平均以下となっている。

(2) ブロック別の都市数及び事件数の状況

係争中の都市数及び事件数のブロック別の状況は第 28 表のとおりである。係争中の都市数の比率は、全国で 16.6%となっており、最も高いブロックは、関東の 24.5%であり、次いで近畿の 23.1%、中国の 20.4%となっている。

また、該当市 1 市平均事件数は、北信越が 3.0 件で最も多く、次いで北海道、東海の 2.7 件となっている。

人口 100 万人当たりの事件数では、全国平均 2.3 件に対して、東海の 3.6 件が最も多く、次いで四国 3.0 件、中国 2.8 件、関東 2.6 件が全国平均を上回っている。

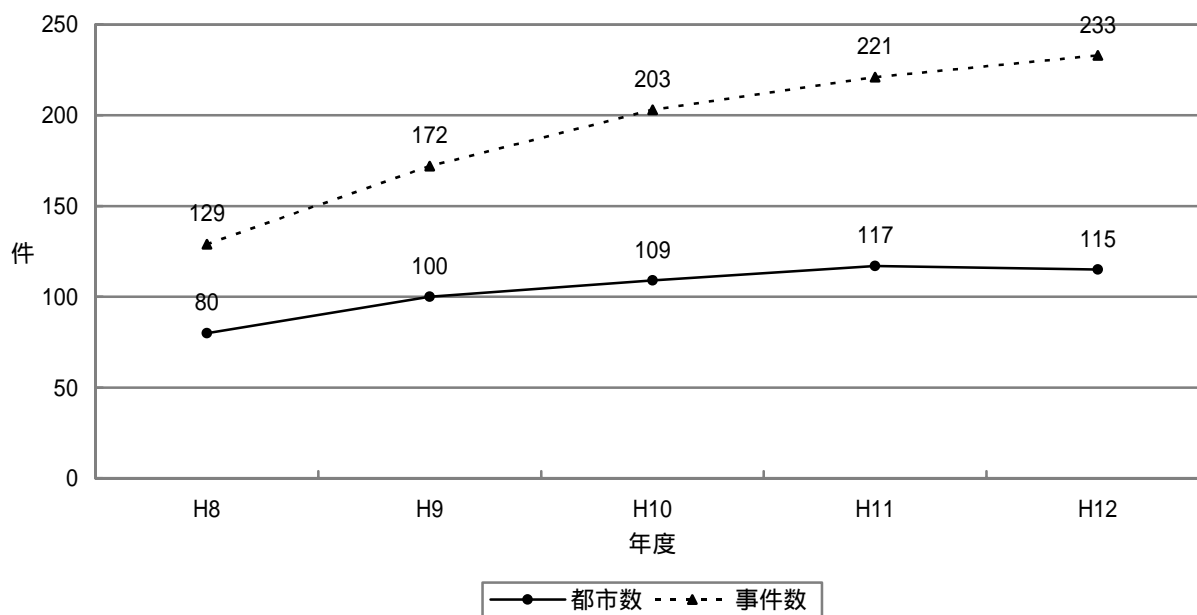
(3) 過去 5 年間の推移

過去5年間の4号住民訴訟の事件数及び都市数の推移は、第3図のとおりである。係争事件全体の傾向は、第1図で示したように、行政事件は増加傾向を示している。なお、平成12年度については、東京23特別区の都市数及び事件数を含んだ数値となっている。

また、第2図で示したように、住民訴訟事件でも増加傾向を示している。4号住民訴訟事件においても同様に増加傾向を示している。

また、住民訴訟は1号から4号までであるが、平成12年度の住民訴訟事件(332件)の70.1%が4号住民訴訟となっている。

第3図 過去5年間の4号住民訴訟係属都市・事件数の推移



2. 新たな4号住民訴訟事件を抱えた都市数及び事件数

新たな4号住民訴訟事件を抱えた都市数及び事件数は、第29表及び第30表のとおりである。

新たな4号住民訴訟事件を抱えた都市は、58市で都市の比率は、全都市の8.4%となっており、前年度(7.9%)より0.5ポイント増加している。

事件数は、87件で該当市1市平均事件数では、全国平均が1.5件となっており、前年度と同件数である。また、人口100万人当たりの事件数では、0.9件となっており、前年度と同件数である。

(1) 人口段階別の都市数及び事件数の状況

人口段階別に都市数及び事件数をみると、まず、新たに4号住民訴訟の事件を抱えた都市の比率は、政令指定都市の50.0%が最も高く、次いで人口50万人以上100万人未満の都市の20.0%となっている。

次に、該当市1市平均事件数をみると、政令指定都市の2.0件が最も多く、最も少ないのは人口25万人以上50万人未満の都市の1.1件となっている。

一方、人口100万人当たりの事件数では、人口10万人以上25万人未満の都市の1.6件が最も多くなっている。

(2) ブロック別の都市数及び事件数の状況

各ブロック別に都市数及び事件数をみると、該当市の比率が最も高いブロックは、近畿の13.2%で、次いで関東の11.5%となっている。

次に、該当市1市平均事件数をみると、四国の2.0件が最も多く、次いで関東、近畿の1.6件となっており、この3ブロックが全国平均(1.5件)を上回っている。

人口100万人当たりの事件数は、四国の1.5件が最も多く、次が東海、近畿の1.1件であり、その他のブロックではいずれも1件以下である。

(3) 事件種別の事件数の状況

新たに提起された事件の事件種別事件数の人口段階別及びブロック別内訳は、それぞれ第31表及び第32表のとおりである。新たに提起された住民訴訟146件(第12、13表参照)のうち87件が4号住民訴訟であり、住民訴訟の59.5%を占めている。

その主な内訳は、建設行政関係18件、職員関係7件となっている。

3. 平成12年度における判決等の状況

平成12年度中に判決等があった事件数は、第33表及び第34表のとおりである。

平成12年度中に新たに提起された事件(87件)に対する同年度中に判決等があった事件は14件、16.0%となっている。

平成12年度中に判決等のあった事件107件に対し、市勝訴等件数及び市勝訴率は79件、73.8%となっており、行政事件全体の勝訴率(71.9%)よりも1.9ポイント高くなっている。

これを事件別にみると、建設行政関係21件、教育行政関係10件、職員、環境衛生行政、商工・農業行政関係事件6件となっている。

なお、相手方が取り下げた事件が 17 件、15.8% あり、これを市の主張に沿った結果と考えると、89.7% が市の主張に沿った結果となっている。これは、前年度（88.2%）よりも 1.5 ポイント高くなっている。

次に、判決等があった件数を裁判所別に見ると、地方裁判所の 67 件が最も多く、次いで高等裁判所 30 件、最高裁判所 10 件となっている。

一方、訴訟当事者別にみると、第 35 表のとおりであり、その内訳は、市長のみが訴訟当事者となっている事件 60 件（56.0%）、部課長等と一緒に訴訟当事者となっている事件 39 件（36.4%）、その他（教育長、部課長等）8 件（7.4%）、となっている。